

高齢者の運転免許証の

自主返納を支援します



人と自然が輝りなす創造都市
五泉市

○支援の目的

五泉市では高齢者の交通事故の防止のため、65歳以上の高齢者の運転免許証自主返納を支援します。

運転に不安のある方、家庭から返納を勧められている方は運転免許証の返納をご検討ください。



【運転免許証自主返納制度】

高齢などの理由により、もう自動車などを運転しないので運転免許証を返したいという方が、申請により運転免許証を取消し（返納）する制度です。

有効期限が切れ失効した場合は対象になりません。

○対象者

五泉市内に在住の65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納した方。

（ただし、免許証を返納してから6ヶ月を過ぎると対象となりません。）

五泉市内に在住とは・・・ 五泉市の住民基本台帳に記載される方、
または五泉市の外国人登録原票に登録されている方です。

○支援内容 **（この申請は、本庁環境保全課で受付します。）**

つぎの①～③のいずれか1つの支給を選んで受けることができます。（1回のみ）

①ふれあいバス

1回200円回数券（11枚綴り）6冊

②ごせん乗合タクシー「さくら号」

1回300円回数券（11枚綴り）4冊

③ふれあいバス

1回200円回数券（11枚綴り）3冊と

ごせん乗合タクシー「さくら号」

1回300円回数券（11枚綴り）2冊



手続きについては 裏面をご覧ください

○手続きのながれ

① 運転免許センターまたは、五泉警察署で運転免許証の自主返納の手続きを行う

- 「申請による運転免許の取消通知書」(無料)が交付されます。
- 本人確認証明書としても利用できる「運転経歴証明書」が必要な方は有料で交付されます。

- 必要なもの
- ・ 運転免許証
- ・ 印かん

自主返納手続きの際は事前にご連絡下さい
(連絡先)
五泉警察署 交通課 (代表) 42-0110



② 市役所環境保全課(本庁のみ)で高齢者運転免許証自主返納者支援申請を行う

【本人が申請する場合】

- 必要なもの
- ・ 運転免許証の取消通知書
- ・ 印かん

【代理人が申請する場合】

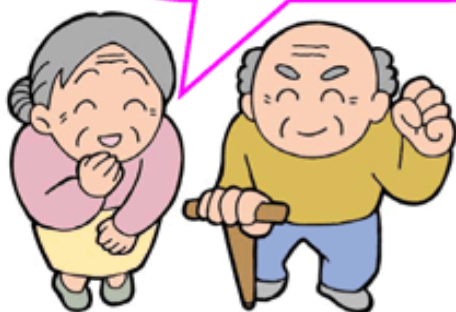
このほかに委任状の提出が必要です(窓口にあります)



- ① ふれあいバス・乗合タクシー 回数券の受領
- ② 高齢者運転免許証自主返納者支援事業決定通知書の受領



私も返納しましょ!



お問い合わせ

五泉市役所 環境保全課

☎ 0250-43-3911

環境政策係 内線303・304